

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

輸送総合システムリプレイスに伴う「アルコール検査アプリ」 導入における労働時間の適正化を求める申し入れ

2023年1月、輸送総合システムリプレイスに伴う機能向上として、出先地における出勤点呼端末がない箇所でのアルコール検査結果を FaceTime 点呼時に確認し、手動で輸送総合システムに入力していたことを「アルコール検査アプリの導入」により自動的にシステム記録する検査方法へ変更し、出勤時と出先地でのアルコール検査の操作機器・手順の統一を図るとの内容がモビリティ・サービス部門等からの掲示物によって各職場で周知が行われています。

「2022年3月ダイヤ改正」により「乗務員の業務等の見直し」が実施され、これまでの労働時間計上の再算出・見直しが行われました。しかし、現在指定されている一部の労働時間は、作業の実態に見合っておらず組合員・社員が指定されている労働時間より早く実質的に労務提供を開始し、自主的努力によって安全・サービスの確保を維持しているのが職場実態です。

輸送サービス労組は、この間も乗務員勤務に関する労働時間計上について、実作業時間を十分に考慮した労働時間計上を行うことを求め続けてきましたが、会社は「乗務員に関する各労働時間指定については、業務に対しての労働時間の再算出を行い、ゆとりを含みトータルで必要な労働時間として計上し、就業規則第85条に則り取り扱っている」との回答に終始しています。さらに、現在の職場実態は労働、労働時間そのものを曖昧にし、組合員・社員の自己犠牲のもとで輸送サービスを成り立たせる「サービス労働」の温床に直結する課題です。法令遵守、働きがい・労働条件の向上を労使双方で目指し、実現させるには問題提起を職場実態に踏まえ受け止めるべきです。

JTSU-E 申第7号「乗務員によるアルコール検査の実施時期等の見直しに関する申し入れ（2020年8月28日付）」を行っていますが、未だに交渉が開催されないばかりか、会社回答すら示されておりません。アルコール検査の導入経過等に踏まえ必要な業務として労働時間の計上を行うことは至極当然であると言え、労働の曖昧化がまかり通ってはなりません。今回のアルコール検査アプリ点呼という新たな取り扱いの導入に対し、適正な労働時間の計上を求めます。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

記

1. 「アルコール検査アプリ」導入について、現行検査方法との変更点を具体的に明らかにすること。
2. 「アルコール検査アプリ」故障時の取り扱いを具体的に明らかにすること。
3. 「アルコール検査アプリ」点呼導入における検査業務に対する労働時間として1分を計上し付与すること。
4. JTSU-E 申第7号「乗務員によるアルコール検査の実施時期等の見直しに関する申し入れ」（2020年8月28日付）における団体交渉を直ちに開催すること。
5. 今申し入れに対する回答は2023年2月28日までに行うこと。また、団体交渉は2023年3月17日までを実施すること。

以 上